

会計基準のコンバージェンスに向けた国際会計基準審議会（IASB）との 共同プロジェクトの第9回会合の概要

I. 日時及び場所

(1) 日時

2009年3月11日（水） 10:00～18:00

2009年3月12日（木） 9:30～12:15

(2) 場所

ASBJ 会議室

II. 出席者

ASBJ：西川委員長、逆瀬副委員長、新井委員、平松委員（11日）、野村委員（11日午前）、山田委員（12日）、加藤顧問、秋葉主席研究員、豊田主任研究員、荻原主任研究員、五反田屋主任研究員（過年度遡及修正）板橋専門研究員・関口研究員（金融商品）

IASB：Tweedie 議長、McGregor 理事、山田理事、Rees シニアプロジェクトマネジャー

III. 全体のスケジュール

日時	議事
3月11日 8:00-9:30	IASBメンバーと日本の関係者との懇談会
10:00-12:15	1. IASBの活動のアップデート <ul style="list-style-type: none"> ・ IASBの活動（金融危機、リース、退職後給付等）、各国でのIFRSのガイダンスに関する意見交換 2. ASBJの活動のアップデート <ul style="list-style-type: none"> ・ 高品質な一組のグローバルな会計基準に向けたASBJの取組み ・ 日本におけるIFRSの導入の検討状況
13:00-18:00 (公開)	3. ASBJの活動のアップデート <ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度遡及修正（過去の誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合） 4. 個別プロジェクト（PJ）① <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品：保有区分、再分類とヘッジ会計との関係、減損に関する議論 ・ 収益認識：IASB/FASBのディスカッション・ペーパー（DP）について ・ 連結：IASBの公開草案（ED）に対するASBJコメント案（支配概念）
3月12日 9:30-12:15 (公開)	5. 個別PJ② <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の表示：IASB/FASBのDPに対するASBJコメント案 ・ 連結：IASBのEDに対するASBJコメント案（組成された企業、関連会社と持分法）

IV. 議事概要

(1) IASBの活動のアップデート

本会合の前に行われた、IASBメンバーと日本の関係者との懇談会にて、IASBの活動状況についてのプレゼンテーションを行っているため、以下の議論を行った。

(a) 4月のG20対応について

- ・ 4月のG20に向けて、3月末に認識の中止の公開草案（ED）を公表予定である。公正価値測定の3つのレベルの開示を導入する等のIFRS第7号改訂は、3月5日に公表した。公正価値測定EDもG20前に公表できるよう努力している。（IASB）
- ・ 金融危機アドバイザー・グループ（FCAG）でも議論をしたDynamic Provisioningに関して、資本の中でリザーブとしてプールし、会計の問題ではなく銀行規制上のルールとすべきという考えか。（ASBJ）
- ・ 損益とするのではなく、資本からの配当を行わないことで留保できると考える。現在の発生損失モデルにおける認識のタイミングについて関係者の見解が分かれており、これを明確にする必要があると考える。（IASB）

(b) リースのディスカッション・ペーパー（DP）について

- ・ 3月にリースのDPを公表予定である¹。借手に焦点を絞っているが、DPには貸手に関するハイレベルの議論を含める。FASBからは今後のEDに貸手も含めたい要望があるが、2011年6月までの完成を考えると難しいという印象がある。（IASB）
- ・ 財務諸表の表示で、リース資産・負債を例えば営業カテゴリーに計上すると、ネット表示される点は検討されているか。（ASBJ）
- ・ マネジメント・アプローチで決定するが、議論していない。（IASB）
- ・ 日本のリース業界では、業者間の転貸が多いが、借手のみに焦点を当ててうまくいくのか。（ASBJ）
- ・ サブリースも明確に論点に挙がっており問題点は理解している。借手のみ扱うかは、EDまでに総合的な判断を行う。貸手の会計処理について焦点を当てたい点は、資産の一部をリースした場合である。（IASB）

(c) 各国でのIFRSに対するガイダンスについて

- ・ 日本だけでIFRSの範囲内でガイダンスを設けた場合、IASBの方針に反するのか、またフルIFRSとはならないのか。（ASBJ）
- ・ オーストラリアでは、IFRSが明確でない又は実務に多様性がある場合、解釈を出す義務があると考えて、独自のガイダンスを追加したが、IFRS準拠と認められない懸念がおき、結局追加ガイダンスを削除した。現在は、税金の独特の状況のみ極めて限定的に解釈を出している。オーストラリア会計基準審議会（AASB）からIFRICに提起したが、IFRICでは具体的な税制の解釈をしないので、AASBで解釈を出した。各国でIFRSのガイダンスを作らないでほしいが、これをIASBが止める権限はない。IFRSの正式な解釈指針はIFRICのみが開発でき、各国でのガイダンスはIFRSに対する公式でない解釈という位置づけとなる。（IASB）
- ・ 現行のIFRSを明確な原則ベースとなるよう改訂することで、ガイダンスの必要性をかなり減らせ、実務のバラツキも減らせると考える。（IASB）
- ・ IFRS、IFRICで扱っていない各国固有の論点を、IFRSの基本的な考え方に沿って各国でガイダンスを作った場合に、IASB又はIFRICに持ち込んでIFRSの基本的な考え方に抵触し

¹ 3月19日にIASBとFASBから、DP「リースに関する予備的見解」が公表された。

ないかを問い合わせる仕組みはないのか。（ASBJ）

- ・ IAS 第 32 号での協同組合企業の出資の問題のように、各国固有の問題にも IASB は対応している。IFRIC への質問はオープンである。IFRIC では、解釈指針を出す共通性のある問題かの判断をして、①取り上げない、②IASB に基準改訂すべきとの提案をする、③IFRIC で検討することの選択肢がある。各国基準設定主体には、各国での IFRS 適用の問題を整理して IASB に提起することを期待している。（IASB）

(d) 退職後給付に関して

- ・ IASB では、退職後給付の DP に対するコメントを踏まえ検討中だが、関係者多数の意見と異なる方向性ならば、理由を明確にし、幅広い議論に資するべきである。（ASBJ）
- ・ DP では様々な面で退職給付費用の表示の検討を行った。ロジカルに保険数理差損益を分解できない意見もある。期間ごとの変化を把握可能にしたいと考えるが、ボラティリティをその他包括利益(OCI)に含めたい意見があることは理解している。（IASB）
- ・ IAS 第 19 号が多様な処理を認めて複雑性を生み、改善の必要性がある。保険数理差損益の OCI 計上後、純利益にリサイクルする合理的なトリガーが見つけられない。（IASB）
- ・ 日本でも保険数理差損益を 1 年で認識する企業があり、営業利益の大きなボラティリティとなる。利用者では、1 回限りの損益を分け、それ以外の利益のトレンドを見ている。すべて純利益、一部を純利益、リサイクル等様々な見解を議論したい。（ASBJ）

(2) ASBJ の活動のアップデート

① ASBJ の活動のアップデートの説明

(a) 高品質な 1 組のグローバルな会計基準に向けた ASBJ の取組み

ASBJ 側から、高品質な 1 組のグローバルな会計基準に向けた取組みについて説明した。

- ・ 2007 年 8 月に公表した IASB との東京合意に基づき、短期、中期、中長期という目標期日で、高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスに取り組んでいる。
- ・ 「1. EU 同等性評価に関する短期項目」は、IASB と FASB との間での検討を踏まえて対応する「固定資産の減損会計」と「社内開発費」を除き、2008 年末までに計画通り終了した。その結果、欧州委員会は、日本基準を IFRS と同等であると認め、2009 年以降も、欧州市場において日本基準で作成された財務報告を認める規則が公表された。
- ・ 金融危機対応として、昨年 10 月に IASB や米国 FASB の対応を踏まえて現行の時価算定に関する実務上の取扱いを明確化するための実務対応報告を公表し、昨年 12 月に債券の保有目的区分の変更について IASB と同様の対応を行う実務対応報告を公表した。
- ・ 「2. 既存の差異に関連する PJ 項目（中期）」について、企業結合のステップ 2（のれんの償却、第 2 フェーズ）、無形資産、廃止事業について検討を行っている。
- ・ 「3. IASB/FASB の MOU に関連する PJ 項目（中長期）」は、連結と退職給付は DP を公表し、財務諸表の表示、収益認識、金融商品に関しても IASB/FASB の検討に合わせ、年内に DP を公表する予定である。
- ・ 「4. IASB/FASB の MOU 以外の IASB での検討項目に関連する PJ 項目（中長期）」として、1 株当たり利益、引当金、保険契約の検討を行っている。

(b) 日本における IFRS の導入の検討状況

ASBJ 側から、2月6日に公表された「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」について説明を行った。

- ・ 中間報告案は、企業会計審議会企画調整部会の2008年10月からの検討の成果である。
- ・ IFRSの任意適用は、海外市場に上場など、一定の条件を満たす日本企業の連結財務諸表について、2010年3月期から認めることが提案されている。
- ・ 強制適用は、上場会社の連結財務諸表を対象として、2012年を目途に判断するが、決定後、少なくとも3年間の準備期間を確保することとされている。
- ・ ASBJ に対する期待としては、①コンバージェンスの継続・加速化、②IFRS の設定過程への意見発信力の強化、③IFRS の日本語翻訳版のタイムリーな提供、④関係者向けの教育への取組みがあると考えられる。
- ・ IASB のウェブサイトでは現在購読者のみが IFRS にアクセス可能である。今後基準本文は無料となる方向性と聞いているが、IFRS の理解のためにも本文以外の結論の根拠や付録も無料でアクセス可能としてほしい。

② 意見交換の概要

(a) コンバージェンスと上場会社の IFRS が連結財務諸表に適用後の日本基準について

- ・ ASBJ のコンバージェンスへの努力を理解し、将来 ASBJ がより国際的な設定主体として関与することを歓迎する。2011年まではMOU項目に取り組むことが最優先であるが、それ以降は全ての設定主体と対等にやり取りができると考える。(IASB)
- ・ 投資不動産に原価モデルのみで公正価値モデルがない、過年度遡及修正でIAS第8号と異なる米国基準の規定も検討するなど、ASBJ ではコンバージェンスというがIFRSと異なる基準を開発する場合があるが、今後のIFRS採用との関係をどう考えるのか。(IASB)
- ・ 日本は、MOUに参画しIASBにも貢献しつつコンバージェンスを続けている。結果、IFRSにコンバージェンスした基準ができることは、IFRSの採用を容易にするため、コンバージェンスの継続に意味があるというのが、日本での合意である。(ASBJ)
- ・ 日本基準が、個別及び非上場企業の財務諸表の基準として残ると考えるが、個別財務諸表が税務申告の基礎となることを考慮して、コンバージェンスの位置づけが見直されるのか。(IASB)
- ・ 日本の中でも、伝統的な個別財務諸表を守るためにコンバージェンスをやめるべきという少数意見もある。(ASBJ)
- ・ IFRSの各国における適用で、連結調整で行うか、グループ全体に個別のレベルでも適用するかの問題点がある。欧州では各国基準からIFRSに連結調整を行っている。オーストラリア・ニュージーランドでは、個別企業までIFRSを適用している。グループ内で単一の会計処理を行うため、個別企業までの適用の方がよい。(IASB)
- ・ IFRSの個別財務諸表への適用に関して、会社法や税法上の問題があるのか。税務当局と今から話し合うべきであり、IFRS採用の味方につけるべきである。(IASB)
- ・ 会社法や税務とIFRSを直ちに結びつけることへの懸念はあり、IFRSの適用はまず上場企業の連結財務諸表とすることが考えられる。IFRSの適用の仕方には、①子会社で財務諸表を作成する、②管理上子会社が作成する、③親会社で連結調整とする等の様々な方法が考えられる。(ASBJ)

(b) IFRS の翻訳とアクセスについて

- ・ IFRS へのアクセスの問題は理解するが、資金調達の問題もある。IASCF の評議員会に、資金調達のレベルを上げて、基準の結論の根拠や付録の無料化を訴えてほしい。(IASB)
- ・ IFRS を採用した場合には、正確な翻訳が求められるが、ニュアンスを正しく伝えることが問題になる。翻訳に関して承認やチェックのメカニズムがあるのか、各国に任せているのか。(ASBJ)
- ・ 翻訳に関しては、各国で専門家の委員会が翻訳をチェックする体制をとることとしており、その翻訳の品質を守るためのプロセスを IASCF では管理している。(IASB)

(c) 債券の保有目的の変更の実務対応報告について

- ・ 債券の保有目的の変更の実務対応報告は、来年3月末に自動的に廃止されるのか。(IASB)
- ・ 債券の保有目的の変更には、デュープロセス、適用日の遡及、有事に基準を作るべきではないという3つの懸念があった。一旦基準を作って、継続とするかを危機が終わった後にもう一度検討する。(ASBJ)

(3) 過年度遡及修正（過去の誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合）

① 過去の誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の論点の概要

過去の誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の取扱いは、IAS 第8号では基準本文に明示されている一方、ASBJ では本文に設けない方向で検討が進められている。これに関連して、ASBJ から以下の4つの論点を提示した。

- a. 本取扱いを適用した場合、財務諸表には重要な誤謬が含まれるが、IASB の概念フレームワーク (FW) との整合性をどのように考えればよいか。
- b. 会計処理を定めた他の会計基準に反した取扱いを定めることになるが、基準間に矛盾が生じると考えられないか。
- c. IFRS 適用企業で、監査上の取扱い等の開示制度との関係で、問題となったことはあるか。
- d. 米国基準 (SFAS 第154号) と相違が生じているが、米国基準とのコンバージェンスに向けて見直す考えはあるか。

② 意見交換の概要

(a) IASB 側からの全般的なコメント

- ・ 本論点は、以前、IAS 第8号の改善PJで検討した経緯がある。本取扱いは過去の誤謬が修正できない状況があり得ることを考えると、解決として適切と考えている。
- ・ 実務上不可能な場合とは、関連情報が取得できず、修正再表示が全くできないという稀なケースを想定している。見積りの使用も含め作成者が最善を尽くしても再表示が不可能な場合に、それでも修正せよとするのは不適切だと考えた経緯がある。本取扱いにより、修正再表示が可能な場合に実行しない余地を残しているわけではない。

(b) ASBJ 側から提示した論点に対する IASB 側の回答

- ・ 概念 FW は、基準設定主体のための指針であり、明示的な要件が基準等に記載されていないときに適用するもので、あくまでも具体的な基準に従属している。誤謬の修正再表

示が実務上不可能な場合の取扱いが概念 FW と整合していない見方もできるが、個別基準と概念 FW の齟齬は他にもあり、深刻な問題ではないと考えている。

- ・ 本取扱いによる、IAS 第 8 号と他の会計基準の間の矛盾は認識している。しかし、関連する情報が取得できず、最善の努力をしても誤謬の修正再表示ができなければ、遡れるところまで訂正を行い、あとはそれを受け入れるしかないと考えている。
- ・ オーストラリアや欧州などの IFRS 適用国において、実務上本取扱いに関して懸念が起こっている旨は聞いたことはなく、監査上の問題も承知していない。
- ・ 本取扱いに関する米国基準との差異は、米国基準を IFRS に合わせるよう検討してもらいたいと考えている。

(c) 意見交換の概要

- ・ 他の会計基準と矛盾させないために、この場合の実務的な対応を基準本文ではなく結論の背景に記載する検討を進めている。また、投資意思決定情報としての財務諸表の有用性の面で問題となるので、基準本文への記載を懸念する見方もある。(ASBJ)
- ・ ガイダンスとして分かり易い点を考慮し、基準本文の中に記載しているが、IAS 第 8 号に 3 項にわたり記載する必要性には議論があり得る。誤謬の訂正が実務上不可能な場合には修正できないという一般論を前提に、こうした場合への対応を結論の背景に記載することは 1 つの方法かもしれない。(IASB)
- ・ 議論のある部分ならば IFRS と同様の記載とした方がコンバージェンスとしては効率的であり、あえて IFRS と異なる記載とする必要性は乏しいと考える。(IASB)
- ・ 誤謬はそもそも企業の責任であり、修正できないのも企業の責任であるから、監査上問題がないとは言えないと考える。過去の誤謬の修正が不可能であれば、多くの場合当期の財務諸表は正しくなく、監査意見として少なくとも限定が付くと考える。(ASBJ)
- ・ 結論の背景に実務的な対応を記載する場合、IAS 第 8 号とは異なるものの、結果として過去の誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の実務は両者に根本的な違いがないことを確認した。本日の議論を踏まえて会計基準案の検討を進めていく。(ASBJ)

(4) 金融商品

① 各論点の概要

金融商品会計の横断的な論点 ((a) 金融商品の保有区分、(b) 保有目的区分の変更とヘッジ会計の関係、(c) 減損) に関して、ASBJ 側から以下のような概要の説明を行った。

(a) 金融商品の保有区分

- ・ 通常の企業評価モデルを想定した場合、あらゆる金融商品を公正価値で測定する方向性を目指すよりも、現行の混合測定属性を基礎とする方が合理的である。形態が同じかよりも、経済実態が同じものを同一の測定とすべきで、IAS 第 2 号等、金融商品会計以外でも同様な考え方がある。

(b) 保有目的区分の変更とヘッジ会計の関係

- ・ 非デリバティブ商品の保有目的区分の変更に関して、その可否や要件には多様性があり、ヘッジ会計の要件との比較からこの多様性を整理していくことが考えられる。

(c) 減損

- ・ 我が国では、減損処理を収益性の低下に伴う回収可能額までの簿価引き下げの処理と理解している。今後、IASB 及び FASB が減損の改善を検討するに際して、まずは、減損処理の意味を明確にすることが有用であり、その考え方が金融商品会計を超えて通じるかを検討することも有用と考える。

② 意見交換の概要

(a) 金融商品の保有区分

- ・ IAS 第 39 号には 22 もの測定方法があり、関係者から簡素化すべきという意見が多い。今後、公正価値と償却原価の 2 区分への簡素化が考えられるが、その方法として①経営者の意図、②（経営者の意図を認めず）tradable かどうか、③（経営者の意図を認めず）キャッシュ・フロー（CF）が確定的かどうか、の 3 つが考えられる。満期保有債券のテインティングも不要で減損方法も 1 つで済む大規模な改訂ができる。金融商品については、公正価値を用いると有用な情報が与えられると考えるが、公正価値で測定しない選択肢を 1 つのみ残せばシンプルになると考える。その場合は公正価値を脚注で開示する。（IASB）
- ・ 投資の実態を反映する測定をすべきである。売買目的区分は時価が適切である一方、満期保有目的区分は CF が確定しているため、時価評価し差額を損益に計上するのではなく、償却原価で各期に損益を配分することが望ましい。日本の現状を考えると売却可能区分のニーズは引き続きあるが、上記 3 つの方法の中では、経営者の意図に基づき公正価値か償却原価かを使い分けるのが良いと考える。改訂に後ろ向きではなく、どのように IAS39 号を改訂するのかを我々も議論したい。（ASBJ）
- ・ 売却可能区分は、米国基準開発当時、会計の測定 mismatch になるとの主張を受けて取り入れたが、現在は別の対応も可能である。投資家は困惑し良く理解していないので、廃止すべきではないか。（IASB）
- ・ 負債性商品は、流動性があり時価で管理している商品は公正価値とし、そうでない商品は償却原価とする 2 つ方法に整理するのが良いと考える。特に償却原価とする場合、公正価値を脚注で開示し、OCI 項目をなくすことは考えられる。ただし、持分性商品については、公正価値以外の方法を、より整理する必要がある。（ASBJ）
- ・ 売買目的と売却可能は、金融商品として同じでも、管理方法が明らかに異なる。（ASBJ）
- ・ 経営者の意図は長い間に変わり得るので、区分間の操作性が問題である。また、売却可能の問題は、測定ではなく表示（どのように公正価値の変動を分解し包括利益計算書で表示するか）の問題である。（IASB）

(c) 減損

- ・ IASB や FASB での今後の検討で減損をどう捉えるかを出発点とすべきで、金融商品だけではなく固定資産や棚卸資産にも当てはまるかを考えるべきである。（ASBJ）
- ・ 貸付金及び債権の減損時は、公正価値ではなく言えば修正取得原価である。現在価値をベースとする金融商品以外の資産の会計処理の方が問題ない。金融商品会計は理論一貫性が無く問題と考える。（IASB）
- ・ 減損には、トリガーと測定属性の 2 つの論点がある。測定属性は、市場参加者と同じ

価値である公正価値か、自らキャッシュを生み出すことに基づく価値か、資産の形態や企業の活動により異なる。これに対し、トリガーの定義は難しく、現在言えるのは、どのような場合に収益性が下落したのかの減損のコンセプトまでだと思う。(ASBJ)

- ・ 今期の損失と来期以降の利益は一体の関係にあり、なぜ今減損を認識するかを考えるべきである。測定属性として、①割引しないCF額、②当初の割引率を使用した現在価値、③市場が要求する大幅なヘアカット割引率を使用した公正価値がある。市場性のない貸付金及び債権を③ではなく②の測定属性にすることは、収益性が低下したが見込まれた将来CFが流入することにより、次年度以降大きな利益を計上するのではなく、当初の割引率程度の利益しか計上されないという観点があるのではないか。(ASBJ)
- ・ 減損を収益性の低下時に認識するのであれば、収益性が元に戻った際は減損を戻し入れることになるのではないか。(IASB)
- ・ 減損は、収益性が下落したかのトリガーを設け、そこを超えたら価値下落を反映する。日本では、回復可能性が乏しいと見込まれれば、損失を確定し、戻入れは認識しない。トリガーを低くし少しでも収益性が下落したら損失計上し、回復可能性が生じれば戻入れるモデルも考えられる。しかし、当初より収益性が高まった際には利益を計上しない点で減損が時価会計とは異なることから、収益性が著しく下落し回復可能性が低いものは簿価を切り捨て損失計上するモデルが考えられる。(ASBJ)

(5) 収益認識

① PJの目的

ASBJ側から、IASBとFASBが2008年12月に公表したDP「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」は、現行システムにおける収益認識の曖昧さを改善することを意図し、収益そのものの意味や性格の変更を意図しないこと、改善すべき問題点は、(a)収益の定義どおりに収益を認識していないこと、(b)収益認識に係る曖昧さ(解釈の余地の存在)、(c)工事契約の収益認識についての整合的理解であることを確認した。

これに対して、IASB側からは以下のコメントがあった。

- ・ IFRSの視点からは、米国のような、収益認識に関する多くの文献があって、異なるモデルや基準が存在する問題はなく、IAS第18号とIAS第11号のもとでなぜ特定の収益認識方法が採用されるのか、なぜIAS第11号は契約の進行に応じ収益を認識し、IAS第18号は引き渡されない限り収益を認識しないかの、概念の基盤が明確ではないことが問題である。本PJは、なぜ収益が認識されるかの原則を設け、一貫性を担保することが目的である。
- ・ 今回のDPでは、B/S側の変動が収益認識にどのような影響を及ぼすかという考え方を取り入れたが、多くの場合提案のモデルでも今までと結果は同じであり、なぜ収益を認識するかを明らかにしているだけである。
- ・ 工事契約はIFRSの中で最も難しい分野の1つである。DPの提案では、顧客に何かを提供して履行義務を充足した時に収益を認識するため、現行IAS第11号の下での契約期間中の継続的な収益認識が、引渡時まで認識されない場合があり、この点の変更が起き得る部分である。しかし、進行基準をやめるのではなく、進行基準を適用する場合と適用しない場合を明確にする。これは顧客に対して継続的に何かを提供している場合、継続的に収益を認識するものであり、米国のSOP81-1と同様である。

② 履行義務の測定

続いて、ASBJ 側から、履行義務の測定に関して、以下のコメントを行った。

- ・ 収益は、取引のグロスの成果を義務の履行に着目して認識すべきであり、履行義務の充足による消滅以外の理由による履行義務の変動は考慮すべきではない。収益を、当初取引価格で測定し、原則として事後の再測定をしない DP の結論に賛成である。
- ・ DP で提案されている不利な契約と判定された場合の例外的な再測定については、別途引当金等として処理すべきである。収益の測定は、不利な契約と判定された場合を含め、一貫して再測定を行わないとすべきである。
- ・ DP において、履行義務の測定の目的は、財務諸表日に、当該履行義務を充足するのに必要な資産の額（マージンを含む予測コストの財務諸表日における価値）を示すことであるとされているが、収益の性格自体の変更は意図しないはずであるため、履行義務の測定の目的の記述は不要である。

これに対して、以下のような議論が行われた。

- ・ DP では、概念的に顧客との契約を会計処理することを説明している。これには顧客から入金されるフローと履行義務の 2 本の柱がある。多くの単純な契約は短期であり、履行義務の充足以外に状況は変化しない。したがって、提案モデルでは、履行義務を顧客対価で測定し、原則として再測定は行わない。しかし、履行義務に着目する考え方では、IAS 第 37 号や保険と異なる義務の会計処理をする理由がないため、事後に変化がある場合は再測定し、収益は顧客対価額で、再測定は別の項目で P/L に表示される。これにより、期間中の履行義務の充足による受取額と、再測定によるキャッシュ・アウトフロー変化の可能性も捉えることができる。(IASB)
- ・ 再測定が最初にあり代理指標として顧客対価を使う考え方が問題であり、顧客対価を原則とする考え方がよい。不利な契約や、長期の契約、特に保険等での将来の不確実性は、履行義務とは別のコストを増加させる claim obligation とする。そうでなければ、収益と売上原価が一体となり、利得か損失かのネット概念でしか表現できない。(ASBJ)
- ・ 再測定に対する批判や、異なる義務がある考え方があることは認めている。このため、現在出口価値と顧客対価額の 2 つの考え方があり、結果的に履行義務を顧客対価額で測定することで、多くの場合代理指標として問題がないと考えた。DP の最後で、これが該当しない不確実性が高いものは、再測定が必要かもしれないと述べている。不利な契約の場合の調整は、別の義務の測定ではなく、状況や価格の変化による履行義務の再測定であると考えている。(IASB)
- ・ 今回の DP は、グロスのキャッシュ・インフローの認識・測定のほか、キャッシュ・アウトフローの再測定を収益と別に表示することで、収益認識というよりは、顧客との契約に基づく会計処理を扱っているように思われる。(ASBJ)
- ・ 外貨建の契約は、提案されている測定モデルではどのようになるのか。(ASBJ)
- ・ 未検討だが、他の外貨建取引と同様に IAS 第 21 号に従って処理されるであろう。(IASB)

③ 収益認識の単位及び時期

ASBJ 側から、以下の指摘を行った。

- ・ DP では、現在の複数要素取引に関する問題に対応するため、契約上の履行義務を、その

基となる個別の財・サービスに細分化して認識する構成要素アプローチを採用し、財・サービスの支配の移転時に収益が認識される。

- ・ 設例では、契約上個々の財・サービスの対価額が明示されなくても、財・サービスが個別に販売可能であれば、個々の独立販売価格を見積もっている。財・サービスの提供に対する対価の確保のためには、その額が明示的に合意されなくとも、客観的証拠をもって合理的に見積もれることが必要ではないか。

これに対して、IASB 側から、以下の説明が行われた。

- ・ 個別の履行義務の識別では、財・サービスが個別に販売可能であるかが重要ではなく、同時に引き渡される場合には区別に便益はない。
- ・ EITF00-21 では、客観的な証拠がなく、個別の価格がない限り分割して収益認識ができないため、多くの契約において、一部の成果物が明らかに引き渡されていても、最終成果物を引き渡すまで収益認識できないことが問題点である。
- ・ DP では、個別の販売価格や履行義務の見積りを提案しているが、当該見積りに制約を課す必要がある場合があるかに意見を求めている。意見をもとに、ED にする際に見積りの使用に関して制約を課すかを判断したい。

④ 稼得過程の完遂から財・サービスの支配の移転への置き換え

ASBJ 側からの、DP では、従来の稼得過程の完遂から、財・サービスの支配の移転へ置き換えることにより、収益認識に関する曖昧さが解消されるとの提案がされているが、どのように改善されるのかとの質問に対して、IASB 側から以下の説明があった。

- ・ IAS 第 18 号では、稼得過程の完遂ではなく、リスクと経済価値の移転により収益認識する。リスク・経済価値概念では、契約全体で収益を捉えるため、ある装置を販売したが、保証サービスや他のサービスも提供する場合は、顧客が装置を支配していても、これらの他のサービスや arrangement との関係で装置が移転しない場合、収益が認識できない。しかし、支配の移転の概念では、装置の支配の移転時に収益認識ができ、契約を装置、保証サービス等個別に扱い、より忠実な表現が可能なことが大きな改善点である。

(6) 連結

IASB の公開草案第 10 号「連結財務諸表」(ED10)への ASBJ コメント案²に基づき、①議決権が過半数に満たない場合のガイダンス、②組成された企業 (Structured entities)、並びに③関連会社及び持分法、について議論を行った。

① 議決権が過半数に満たない場合のガイダンス

ASBJ 側より、次のコメントがなされた。

- ・ ED10 では、議決権が過半数に満たない場合に、(a)他の者よりも議決権を有していること、(b)保有する議決権によって、その企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる能力をもたらすのに十分であること、の双方を満たす場合に、他の企業の活動を左右するパワーを有しているとしているが、ガイダンスとして十分でないように思われる。
- ・ ASBJ のコメント案では、「他の企業の議決権の高い比率を所有しており」を加え、また、「報告企業のために議決権を行使することに同意している者や報告企業のために行動

² 3月19日に、ASBJ から IASB 宛に当該 ED に対するコメントを提出した。

する者と合わせて過半数を有する場合」を別なケースとして明示することにより、実行可能性が高まるようになると考えている。

その後の意見交換では、以下のような議論がなされた。

- ・ ASBJ の提案は、他の者と合わせて議決権の過半数を有することを求めているが、ED10 では過半とならない場合でも支配的な株主に連結を求めており、ED10 よりも範囲を狭めることを想定するのか。（IASB）
- ・ ASBJ の提案が ED10 より範囲を絞っているのは事実であるが、戦略的な営業及び財務の方針を決定できる能力をもたらすのに「十分」とするだけでは実務にバラツキが生じるだけでなく、本来の目的を達成することも困難と考えられるため、追加的なガイダンスをさらに加えることで、実行可能性がより高まると考えている。（ASBJ）

② 組成された企業（Structured entities）

ASBJ 側より、次のコメントがなされた。

- ・ ED10 は、一貫した支配規準の適用を考えているものの、依然として支配モデルとリスク・経済価値モデルが別々に適用されるように感じられるという評価が多いと思われる。
- ・ ED10 の「組成された企業」の用語は、事業を営む一般の企業と区別した開示の取扱いや、支配の判定のための追加的なガイダンスを示すことを目的としており、組成された企業に該当するか否かは支配の判定に影響を与えないと理解している。しかし、一般の企業でも、他のアレンジメントによって他の企業の活動を左右するパワーを有する場合があります。組成された企業に該当するかが明確ではないと考えられ、組成された企業の定義を「議決権を通じては、その活動が左右されない企業」としてはどうかと考えている。
- ・ ASBJ のコメント案では、①事業を営む一般の企業における議決権の保有が過半数に満たない場合のガイダンスの修正、②組成された企業に対するガイダンスを①のガイダンスと整合させることが必要としている。

これに対して IASB 側から次のコメントがあった。

- ・ これは非常に重要な点であり、我々は組成された企業におけるパワーとリターンの分析を行っており、コメントを歓迎する。我々の意図は、議決権が支配に十分であればその延長線で検討し、別の状況であれば他の議決権に関係する指標を検討することである。
- ・ 既に一部の関係者からの、組成された企業の支配のガイダンスは一般的に適用が可能であるとコメントがある。今後考えられる選択肢は、支配のガイダンスを組み合わせ、組成された企業を支配の判定において区別しないことである。ASBJ のコメント案で示された、議決権を用いて開示において区別する案は、今後の検討で有益である。
- ・ 支配のガイダンスを一般的に適用可能とするには、組成された企業について強調しすぎず、全体としてバランスのとれた強靱なものとするのが重要であると考えている。

その後の意見交換では、以下のような議論が行われた。

- ・ 日本の会計基準で、一定の SPE を連結の範囲から除外するのはなぜか、今後当該取扱いを削除しようとしているのか。（IASB）
- ・ 実質支配力基準の適用により連結の範囲が広がりすぎることから、米国の適格 SPE に近い一定の SPE を連結範囲から除外していたが、米国と同様に実務にバラツキがある意見があり、SPE の支配規準と合わせ見直しを行っている。（ASBJ）

③ 関連会社及び持分法

ASBJ 側より、次の 3 つの理由から、IAS 第 28 号の持分法の適用について、現段階において検討を行うべきではないコメントとされた。

- (a) グループの一部ではない関連会社への投資について、利益の消去等の連結の手法を採用する持分法の位置付けが明確ではないことが問題であれば、関連会社やジョイント・ベンチャーをグループに含めれば足りると考えられること。
- (b) IAS 第 28 号との重複や不整合の可能性が指摘されているが、それは組成された企業に限定されると考えられること。
- (c) 支配していない他の企業に対する投資の中には、子会社への投資と同様に、投資先との関係により自らの価値を高めることも含め、投資先で稼得されたリターンを得ることを目的とするものもあり、この場合には、単なる配当の受領（原価法）や時価の変動（時価法）の反映ではなく、投資先の利益を持分割合だけ反映することが適切と考えられること。

その後の意見交換では、以下のような議論が行われた。

- ・ 持分法は、オフバランスの子会社への対応のために開発された経緯があるが、関連会社の利益の一部（例えば 20%）を支配している偽の印象を与えてしまう。（IASB）
- ・ 売却しない限り関連会社投資に対する利益の計上が認められないならば、公正価値で評価せず、原価法の方が望ましいという考え方に繋がる。また、関与により自らの価値を高める行動をとる投資者には、測定方法として、市場参加者の観点での評価である公正価値より、持分法の方が望ましいと考えられる。（ASBJ）
- ・ 原価法の代替案として IASB が検討し得るのは、利益の一部を取り込む持分法ではなく、将来 CF の割引現在価値ではないか。（IASB）
- ・ 将来 CF は長期に見積った利益に基づくものとなるだろうが、每期見積りを見直し、その差額を認識するのであれば公正価値評価と変わり無くなると考えられる。（ASBJ）

(7) 財務諸表の表示

① ASBJ コメント案の概要

(a) 全般的なコメントについて

- ・ IASB と FASB の DP「財務諸表の表示に関する予備的見解」において、利益のリサイクリングと純利益の表示が維持されたことを歓迎する。純利益は業績の総合的指標として多くの利用者のニーズもあり、今後も維持すべきと考えている。
- ・ DP の提案は、コスト・ベネフィットの比較の観点から評価される必要がある。最大の懸念は、直接法による CF 計算書の強制と、CF 計算書と包括利益計算書との調整表である。
- ・ DP では非支配持分がある場合の包括利益計算書の表示方法がないが、純利益と包括利益を親会社と非支配持分の帰属額に分けて開示する現行規定を維持すべきである。
- ・ 他の PJ との関係の整理が必要であり、財務報告の目的をより良く達成する観点から検討することが必要である。

(b) 一体性と CF 計算書の役割

- ・ DP に、利益のほうが営業 CF よりも株式リターンとの相関が高い実証研究が紹介されている。CF 計算書の役割は補完的であり、利益と CF との調整情報の提供で十分と考える。

- ・ 事業活動と財務活動との区分は、企業評価モデルの基本的な考え方と整合的なので評価する。ただし、この区分による具体的な会計情報の利用の意図の DP の説明が明確でないため、財務活動に含めるべき項目に様々な考え方が出ている。
- ・ 事業の中での営業と投資との区別は支持するが、コア/ノンコアによる区分は、不採算事業部門を営業から外す濫用の懸念があり支持しない。営業と投資の区分について別の定義を検討する必要がある。

(c) CF 計算書へ直接法の強制及び調整表

- ・ 直接法の強制には反対である。DP の紹介にもあるように、間接法にも利点があり、利用者にも間接法のほうが有用という意見がある。CF 計算書は他の 2 つの計算書に対して補完的な役割という観点から、利益と CF 間の調整情報を提供するだけで十分である。
- ・ 直接法を強制する場合、会計システムの根本的な変更のコストが非常に大きくなる懸念がある。直接法での作成は、いわゆる間接的 direct method が多くなると考えられるが、外貨換算や費用の性質別分類の対応で複雑性が残る懸念がある。在外子会社の CF を間接的 direct method で計算する場合、期中取引高は平均レート、期首残高は期首レート、期末残高は期末レートで各々の換算額を加減して CF の換算額を計算するが、実際の CF の換算額とは大きな差異が生じる可能性もある。
- ・ CF 計算書と包括利益計算書との調整表の要求には反対である。調整表で提供される情報に対するニーズの相当部分は、間接法による CF 計算書によって満たされるものと考えられる。調整表の計数のうち利用者が実際に使用するのはどれかという意見もある。

② 意見交換の概要

(a) CF 計算書への直接法の強制及び調整表

- ・ 個人的には直接法を主張しないが、直接法に対して反対なのか、それとも直接法の情報に有用性がないから反対なのか。調整表は、現金の増減、発生項目の増減、再測定 of 調整をみて、CF と利益の質を判断するのに非常に重要であり、利用者の強いニーズがあった。DP のコメントの際に日本の利用者の意見を聞いてほしい。(IASB)
- ・ 調整表の作成には直接法で CF 計算書を作成する必要がある、作成者の負担が大きすぎる。日本の利用者から役に立つかもしれないという反応があるが、それほどニーズがあるとは聞いておらず、利用者のニーズを分析する必要がある。(ASBJ)
- ・ 日本では、換算の影響が大きい、為替の問題は議論されていないか。(ASBJ)
- ・ オーストラリアも日本同様、主要な輸出国であり、為替換算は重要である。間接的 direct method を 20 年以上採用しているが何とか対応している。間接的 direct method は、従来からの変更とはなるが、直接的 direct method よりもコストはかからないと考える。為替換算は、方向性が決まれば解決すべきテクニカルな問題の 1 つである。(IASB)
- ・ 新しい情報の提供で、利用者の有用性が高まるのか、コストについても理解する必要がある。3 月にアナリストと作成者とを集めて議論してもらおう。(IASB)
- ・ 経営者が用いていないものを投資家が必要とする理由で開示することが、投資家とのコミュニケーションの促進となるのか疑問である。間接法でもコミュニケーションはとれていると理解している。(ASBJ)
- ・ オーストラリアでは、営業 CF は間接的 direct method で把握されており、支払はプラグ項目 (パ

ランスをとるための項目）といわれている。今回の提案はさらに支払を分解するので、広告や研究開発に関する実際の支払を追跡するためのシステムが必要となる。（IASB）

(b) 純利益とリサイクリング

- ・ 本PJの主要な目的は、OCI項目を排除し、全てを利益に入れることであった。しかし、日本・米国・欧州で不安が高まり、包括利益計算書をどのようにすべきかを扱うことができなかった。利用者が変動のどの構成要素を個別に見たいかから、リサイクルを議論すればよく、構成要素が正しく把握できればリサイクルは必要ない。（IASB）
- ・ IASBと日本の考え方が全く異なるわけではなく、キーワードである「パフォーマンス」と「クリーン・サープラス関係」をどのように考えるかが、長い間純利益の是非について議論している原因であると考えている。（ASBJ）
- ・ IASBでは、純利益が包括利益の小計と考えていると理解しているが、それは計算方法次第であり、純利益が小計なので1計算書となるわけではない。（ASBJ）
- ・ IASBも、日本の経常利益や営業損益に相当する区分で分析して業績を測定するべきである点で基本的に相違はないと考える。DPでは、純利益は示されているが、クリーン・サープラス関係は、現在のIFRSでも必ずしも維持されていない。（IASB）

(c) 一体性の原則

- ・ 一体性の原則は余りにも制限的であるため、疑いを持っている。（IASB）
- ・ 一体性が必要とされるのは、主要3計算書はアドホックに決まっているため、これまで財務諸表を効果的なコミュニケーション手段として使えなかったことが理由である。一体性を可能な限り示すべきだと考える。（IASB）
- ・ 一体性の原則に基づく3計算書の連携は強まるが、各計算書が従来から有していた役割を失うことが懸念される。（ASBJ）
- ・ ビジネスを評価するという目的はあるが、ソルベンシー、弾力性等目的が異なっている。それぞれの目的が満たされているのか、投資家の意見を聞く必要がある。（IASB）
- ・ 個々の企業価値評価では、マネジメント・アプローチは有用と考えるが、企業間比較には問題がある。B/Sを、営業・投資・財務に区分可能か、また区分した上での比率分析の結果が適切か疑問であり、不可能なものは区分しなくてよいと考える。（ASBJ）
- ・ 本PJと退職後給付PJとの整合性に疑義がある。（ASBJ）
- ・ 退職後給付PJでは、表示も取り扱っており、一体性の原則と必ずしも整合的に議論されていない。最終的には一体性の原則との調整が必要と考えている。（IASB）

V. スタッフ・ミーティング

本会合に続いて、3月12日の午後を利用してスタッフ間の会合が行われ、収益認識、ASBスタッフの社内発生開発費のIFRSのもとにおける開示の実態調査及び排出権に関する意見交換が行われた。

VI. 次回の予定

2009年9月にロンドンで開催する予定である。

以上